

ご案内

国民健康保険

【高齢受給者証(更新証)をお送りします】

現在「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方に、新しい受給者証を7月23日発送する予定です。

受給者証は、毎年8月1日以下表の判定基準の区分とにより更新されます。

区分は、区分の「一定以上所得者」の中で、収入額の合計が基準未満である旨の申請をし、認められた場合に1割負担になる方です。

なお、平成20年4月1日からの医療制度改革に伴い、今回お送りする高齢受給者証の有効期限は平成20年3月31日です。4月1日からのものは3月中にお送りします。

国民健康保険高齢受給者証判定基準

Table with 4 columns: 区分, 対象項目, 該当内容, 自己負担割合. It details the criteria for different age groups and income levels, such as '一定以上所得者' and 'その他'.

【負担割合の判定】

第1段階 70歳以上の方(以後高齢者と表記します。また65歳以上で障がい認定を受けた老人医療受給者を含みます)の平成19年度の住民税課税標準額で判定します(ただし退職所得を除きます)。

第2段階 平成19年度の住民税課税標準額が145万円以上213万円未満の場合、超えた分は高額医療費として払い戻します。

【負担割合の変更】

8月1日の年次判定のほかに、次のような場合にも自己負担の割合が変わることがあります。

【負担割合の変更】

経過措置(1)として 負担割合が3割判定となった高齢者の方について、判定基準額(左記のどちらか)に該当すると、医療機関での費用負担は3割のままですが、1か月の費用負担の上限額が一般(1割)と同額に軽減されます。

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者(平成18年中の合計所得金額125万円以下で昭和15年1月2日以前に生まれた方)と同一世帯の住民税非課税の老人医療受給者について、平成20年7月まで、1か月の医療費用の負担の上限金額が軽減されます(ただし申請が必要です)。

【負担割合の変更】

経過措置(2)に該当する方には、7月下旬に案内を送りますので申請して下さい。

【負担割合の変更】

世帯とは住民基本台帳上の世帯です。

【負担割合の変更】

8月1日の年次判定のほかに、次のような場合にも自己負担の割合が変わることがあります。

【負担割合の変更】

経過措置(1)として 負担割合が3割判定となった高齢者の方について、判定基準額(左記のどちらか)に該当すると、医療機関での費用負担は3割のままですが、1か月の費用負担の上限額が一般(1割)と同額に軽減されます。

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

【負担割合の変更】

経過措置(2)として 収入については、平成18年中の

とがありとても危険です。梅雨の時期から夏にかけて樹木は急激に成長します。すべての人が安心して気持ちよく道路を使用するように、生垣や庭木をこまめに手入れしましょう。

【負担割合の変更】

一人ひとりのちよつとした心がけで、安全で快適な道路環境を保つことができます。

【負担割合の変更】

平成19年1月1日に存在する家屋のうち、65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けた方、障がい者の方が居住されている住宅で、平成19年4月1日(平成22年3月31日)に、工事費30万円以上(補助金を除く)のバリアフリー改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。

【負担割合の変更】

減額対象 1戸当たり100㎡未満

【負担割合の変更】

減額期間 改修工事完了の翌年1年分

【負担割合の変更】

減額割合 改修した住宅に係る固定資産税額の3分の1

【負担割合の変更】

対象住宅 賃貸住宅を除く、居住部分が2分の1以上のもの

【負担割合の変更】

改修工事内容 廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すり取付け、床の段差解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化

【負担割合の変更】

申し込み 添付書類とともに改修後3か月以内に申請書を資産税課に提出して下さい。

【負担割合の変更】

納税義務者の住民票の写し、次のAからCのいずれかの書類

【負担割合の変更】

A 65歳以上の方の住民票の写し(ただし、納税義務者と同一人の場合は不要)、B 介護保険被保険者証の写し、C 障害者手帳またはこれに代わるものの写し

【負担割合の変更】

問 高齢者福祉課 ☎724・214

【負担割合の変更】

費用 300円

【負担割合の変更】

問 高齢者福祉課 ☎724・214

【負担割合の変更】

9月29日(土)に町田市総合体

改修後の写真、工事領収書及び工事明細書(内容及び費用の確認ができるもの)

【負担割合の変更】

補助金などの交付・給付決定書「新築住宅に対する減額」や「住宅耐震改修に伴う減額」とは同時に減額されません。

【負担割合の変更】

バリアフリー改修に伴う減額は1戸につき一度しか受けることができず。

【負担割合の変更】

なお、申請書は資産税課(市役所本庁舎6階)にあります。

【負担割合の変更】

問 資産税課 ☎724・2118

【負担割合の変更】

市では市内3か所の銭湯を会場として、介護予防・健康増進を図り、地域の人々の交流を深めることを目的として、デイ銭湯を毎月開催しています。

【負担割合の変更】

入浴時間もありますので、地域の方お誘いのうえ、ご参加下さい。

【負担割合の変更】

各銭湯へ直接おいで下さい。

【負担割合の変更】

対象 65歳以上の方

【負担割合の変更】

時間 午前11時~午後2時

【負担割合の変更】

会場・期日 梅の湯(森野4・7・13)、☎722・1305、大蔵湯(木曽町522)、☎723・5664、毎月第2・4回目の水曜日、金森湯(金森1177・796・5926、毎月第2・4回目の金曜日)

【負担割合の変更】

費用 300円

【負担割合の変更】

問 高齢者福祉課 ☎724・214

【負担割合の変更】

9月29日(土)に町田市総合体

【負担割合の変更】

9月29日(土)に町田市総合体



ご参加を

催し

お風呂さんで介護予防、デイ銭湯のご案内

まちだ中央公民館 平和祈念事業のお知らせ

Table with 6 columns: 事業名, 内容, 日時, 場所, 申し込み, 費用・その他. It lists three events: '被爆体験紙時とん', 'シマキ原爆写真展', and '戦時資料展'.

戦争が終結して60余年が経った現在、もう一度平和の尊さや大切さを考えてみませんか。ぜひ夏休みにまちだ中央公民館へご来館下さい。

育成館で開催予定の「総合健康づくりフェアー」の参加団体を募集します。この催しは、41万人の笑顔を増大作戦の趣旨で行われるイベントです。

対象 市内在住の小学4~6年生で2人1組(男女不問)1人でも可

期日 8月21日(火)~22日(水)

定員 13組26人(抽選)

費用 1人2000円(保険料等)

申し込み 往復八ガキ(1組1枚)に「酪農ふれあい体験申し込み」と書き、参加者の住所・氏名(ふりがな)・学年・電話番号・保護者の氏名を明記し、返信用にもあて先を書いて、7月24日まで(消印有効)に農業振興課(〒194-0022、森野1・33・10、森野分庁舎内 ☎724・2166)へ。

結果は全員(全組)に通知します。

市内の酪農家で牛にエサを与えたり、牛乳をしぼったり農作業を体験します。宿泊は大地沢青少年

酪農ふれあい体験

参加団体募集

9月29日(土)に町田市総合体

9月29日(土)に町田市総合体

9月29日(土)に町田市総合体

9月29日(土)に町田市総合体